



市公式キャラクター
『エーナ』



恵那市役所報道発表資料

令和 8 年 7 月 21 日

所 管	市民サービス部税務課		
担 当	三宅	問い合わせ	0573-26-2113

報 道 機 関 各位

令和 7 年度軽自動車税（種別割）の軽課措置の適用漏れについて

このたび、令和 7 年度の軽自動車税（種別割）において、「グリーン化特例（軽課）」の対象となる 12 台の電気自動車のうち、11 台に軽課措置が正しく行われていないことが判明したのでお知らせします。

記

1. 経緯

軽自動車税では、環境性能に優れた軽自動車について、新車として初めて登録された翌年度分の税額を軽減する「グリーン化特例（軽課）」があり、電気自動車と令和 12 年度の燃費基準を 70%以上達成した営業用の乗用車について軽課することになっています。

他市での軽課措置の適用漏れ事例が発生したことを受けて、本市において点検を行った結果、令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた電気自動車 12 台のうち 11 台に軽課が適用されていないことが判明しました。

2. 処理誤りによる影響

①軽課漏れ台数	11 台
②対象者数	9 人
③軽課措置適用漏れによる過大徴収額	73,200 円

3. 原因

地方公共団体情報システム機構から提供される車両情報を、納税義務者と紐付けすることで課税していますが、紐付け作業時に軽課区分を誤って入力したことにより今回の軽課措置の適用漏れが発生しました。

なお、本事案を受けて、現行制度になってから令和 8 年度までの期間、確認を行いました。令和 7 年度以外での適用漏れはありませんでした。



市公式キャラクター
『エーナ』



恵那市役所報道発表資料

令和8年7月21日

4. 市の対応

対象者へは個別訪問により課税誤りを謝罪し、軽減税額分を還付します。

5. 再発防止策

- (1) 軽自動車税の軽減措置に係る制度改正内容について、担当職員への周知および研修を徹底します。
- (2) 軽自動車税事務入力マニュアルの見直しを行い、事務処理手順を明確化します。
- (3) 車両の登録内容について、複数で確認を行うとともに、職員間での情報の共有を図ります。
- (4) システムの運用方法を見直し、入力誤りを未然に防止する仕組みづくりに取り組みます。